

生活機能評価非常勤嘱託員設置要綱

平成20年 4月 1日
19川健介保第1449号
健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（以下「要領」という。）第26条の規定に基づき、地域支援事業介護予防事業の生活機能評価業務に従事する非常勤嘱託員（以下「生活機能評価非常勤」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 生活機能評価非常勤は、健康福祉局地域包括ケア推進室において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基本チェックリスト発送事務（生活機能チェック）に関すること。
- (2) 生活機能評価に関わる市民からの問合せ対応
- (3) 結果受領、データ処理等業務

(任用)

第3条 生活機能評価非常勤は、健康福祉局地域包括ケア推進室長が選考し、健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長及び総務局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

(任用条件の明示)

第4条 生活機能評価非常勤の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(定数)

第5条 生活機能評価非常勤の定数は、1名とする。

(身分及び任用の期間)

第6条 生活機能評価非常勤の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

- 2 生活機能評価非常勤の任用期間は、原則として1年以内とする。
- 3 市長は、任用期間内の勤務成績が良好な生活機能評価非常勤について、その任用期間を4回に限り更新することができる。
- 4 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した生活機能評価非常勤を再度任用することができる。

(退職)

第7条 生活機能評価非常勤は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第8条 生活機能評価非常勤が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他、その職に必要な適格性を欠くとき。

(守秘義務)

第9条 生活機能評価非常勤は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第10条 生活機能評価非常勤の勤務日は、土曜日及び日曜日を除いた日のうちから所属長が指定した週4日とする。ただし、勤務日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日に該当した場合は勤務を要しないものとする。

2 生活機能評価非常勤の勤務時間は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。

3 所定の勤務時間の途中で休憩時間を60分置くものとする。

(年次有給休暇)

第11条 生活機能評価非常勤に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された生活機能評価非常勤については、その会計年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第6条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第12条 生活機能評価非常勤に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第13条 生活機能評価非常勤は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第14条 市長は、生活機能評価非常勤が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第15条 生活機能評価非常勤には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、要領第17条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務局長が定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第16条 生活機能評価非常勤が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 生活機能評価非常勤が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第17条 生活機能評価非常勤が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬額を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第18条 生活機能評価非常勤の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,353円とする。

(費用弁償)

第19条 生活機能評価非常勤がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第20条 生活機能評価非常勤に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第21条 生活機能評価非常勤の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)の定めるところによる。

2 生活機能評価非常勤が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第22条 生活機能評価非常勤には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(身分証明書)

第23条 生活機能評価非常勤が職務に従事するときは、生活機能評価非常勤たる身分を証明する身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、必要があるときは、被保険者その他関係者に呈示しなければならない。

2 生活機能評価非常勤は、退職又は解職の場合には、身分証明書を速やかに返還しなければならない。

(定めのない事項)

第24条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第25条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度健康福祉局長が定める。

附 則(19川健介保第1449号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(20川健介保第1613号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(21川健介保第816号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(22川健介保第880号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(22川健介保第1217号健康福祉局長専決)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱を規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則(22川健介保第2099号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(24川健地推第395号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(25川健地推第155号健康福祉局長専決)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（26川健地推第207号健康福祉局長専決）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

勤務年数ごとの休暇日数				
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
7日	8日	9日	10日	12日

別表第2（第11条関係）

任用期間（1月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。

(様式第1号)

表 面

身 分 証 明 書		
No. _____	写 真 貼 付	
次の者は、本市の介護予防事業に係る 非常勤嘱託員であることを証明する。		
氏名 _____		
_____ 年 月 日生		
平成 _____ 年 月 日発行		
川崎市	健 康 福 祉 局 長	印

88mm × 54mm

裏 面

- 1 この証明書は、介護予防事業に係る家庭訪問等を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、被保険者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 非常勤嘱託員の身分を失ったときは、速やかに返還しなければならない。
- 5 この証明書を亡失損傷した場合又は表面記載事項に変更のあった場合は、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。